

【外貨 ex】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第 8 条（口座の名義）	<p>6. 本口座の開設の申し込みに際して、お客さまは当社に対して正確な必要情報を提供するものとし、また申し込み時にお客さまが提供した必要情報に変更が生じた場合には、お客さまは直ちに当社に対して通知するものとします。お客さまが申し込み時に事実と異なる必要情報を提供した場合、または必要情報の変更にもかかわらずお客さまが当社に対して変更の通知をしなかった場合には、これらに起因してお客さまに生じた一切の責任はお客さまが負担するものとし、当社は、故意または重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。<u>なお、当社が提供する他のサービス等において、必要情報の更新があった場合は、当社にてお客さまの必要情報が一致する状態に変更することがあります。</u></p>	<p>6. 本口座の開設の申し込みに際して、お客さまは当社に対して正確な必要情報を提供するものとし、また申し込み時にお客さまが提供した必要情報に変更が生じた場合には、お客さまは直ちに当社に対して通知するものとします。お客さまが申し込み時に事実と異なる必要情報を提供した場合、または必要情報の変更にもかかわらずお客さまが当社に対して変更の通知をしなかった場合には、これらに起因してお客さまに生じた一切の責任はお客さまが負担するものとし、当社は、故意または重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。</p>